

サービス管理責任者のみなし配置 事務手順 フローチャート

1

やむを得ない事由によりサービス管理責任者を配置することが
困難となる事案発生

30日以内に

2

兵庫県ユニバーサル推進課または健康福祉事務所へ電話連絡
(場合によっては【申立書(変更に関する詳細な経緯・理由・事業所の
運営状況等を記載したもの)】の提出を求めます)

やむを得ないと認め
られる場合

3

みなし配置に関する変更届一式(申立書・配置誓約書または受講誓約書
※変更届関係様式も同封)を作成し、
所管の健康福祉事務所へ提出してください。

やむを得ない事由に該当する場合

- ・サービス管理責任者等が急死、事故、急病等により勤務不可となった場合
- ・サービス管理責任者等が自己都合等で急に(事業所に対する事前通告無しに)退職した場合

(例)「退職する2週間前に急に申出があった。」⇒法人として予見できないことが認められた場合、該当する可能性があります。